

# 蟹江町障害児支援検討委員会設置要綱

令和2年4月7日

教委要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町での学校における障害児支援のあり方について調査し、及び検討するため、蟹江町障害児支援検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、7人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから蟹江町教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療機関関係者
- (3) 障害者団体関係者
- (4) 教育関係者
- (5) その他委員会が必要と認めた者

(委員)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を1名置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の進行を司る。

3 委員長が病気その他のやむを得ない事情により委員長としての責を全うできない場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、蟹江町教育委員会が招集するほか、委員長も招集することができる。

2 委員の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、蟹江町教育委員会事務局において所掌する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この委員会の運営に関し必要な事項は、蟹江町教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。